.....

柳屋 JCB MEMBER'S カード特約

.....

第1条(名称)

柳屋 JCB MEMBER'S カード (以下「本カード」といいます。)とは、柳屋商事株式会社(以下「柳屋商事」といいます。)と株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が提携して、当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条(本会員及び家族会員)

- 1.本会員とは、本特約及びシャックスカード会員規約を承諾のうえ、柳屋商事を通して当社に入会中込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員(以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した 家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた 方をいいます。

第3条(年会費)

本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

- 第4条(柳屋商事でのカードショッピングの支払金の支払方法)
 - 1.会員が本カードを柳屋商事で翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】

==========	====	====	===	====	====	===	====	====	====
(a) 支払回数	1回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	8回	10 回	12 回
(b) 支払期間(ヶ月)	1 =====	2 = = = =	3	= = = = 4 = = = =	5 =====	6 = = = =	= = = = 8 = = = =	10	12
(c)実質年率(%)	0.00	16.00 = = = =	18.00	19.25 ====	19.00 = = = =	19.75	19.75 = = = =	19.25	19.50
(d)利用代金 100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0.00	2.00	3.00	4.00	4.80	5.80	7.50	9.00	10.80

______ (a) 支払回数 15 回 20 回 24 回 30 回 36 回 ボーナス 1 回 ______ (b) 支払期間(ヶ月) 15 20 24 30 36 2~8 _____ (c) 実質年率 (%) 17.50 17.50 15.50 15.50 15.25 0.00 ______ (d) 利用代金 100 円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円) 12.00 16.00 16.80 21.00 25.20 0.00

2.お支払いただくカードショッピングの支払金の支払総額はカードショッピングの利用代金に別表 1 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 100,000 円 通常条件 10 回払の場合

●支払総額

 $100,000 \ \Box + 100,000 \ \Box \times (9.0 \ \Box / 100 \ \Box) = 109,000 \ \Box$

●月々の分割支払金

109,000 円 \div 10 回 = 10,900 円

第5条(適用)

本特約に定めのない事項については、シャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。